

いじめ防止基本方針

新潟市立丸山小学校

1 目的

丸山小学校のすべての児童が、安心して自分らしさを發揮し、認め合い、支え合い、高め合う温かい人間関係の中で自己実現を目指して生活し、成長することを目指す。
そのために、いじめはどの子にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえて、いじめ防止に向けた対策を組織的に推進する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第1章総則）

2 いじめ防止基本方針

- (1) 学び合い高め合う授業づくりや、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を進め、**いじめを生まない集団づくり・学校づくりに努める。**
- (2) 「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、**全ての教職員が、いじめの未然防止等に積極的、組織的に取り組み、子どもと共に解決を図る。**
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合は、教育委員会、警察、児童相談所、関係機関等との連携を図って指導を進める。

3 いじめ防止のための組織的対応

学校全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、全職員でいじめを見逃さない、いじめを生まない学級・学校風土づくりに努める。そのため、以下のように組織的に対応する。

- (1) いじめの防止等に関する取組の全体会議（年2回、学期1回）や、心の教育プロジェクト会議を通して、いじめを見逃さない、いじめを生まない取組の充実を図る。
- (2) いじめが疑われる事案が生じた場合は、即座に教頭に報告し、**「いじめ対応ミーティング」や「いじめ等対策委員会」を開催して、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。**

＜いじめ対応ミーティングの構成＞

校長 教頭 生活指導主任 当該担任

＜いじめ等対策委員会の構成＞

校長 教頭 教務主任 生活指導主任 養護教諭 当該担任

※「重大事態」に該当する場合は、教育委員会、警察、児童相談所等関係者を含める場合もある。

- (3) **「中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置し、情報交換及び学校間や地域との連携を進め、地域ぐるみでいじめの防止対策を強化していく。**

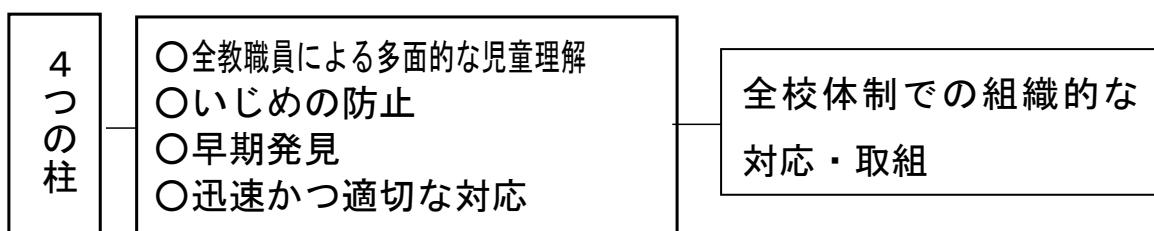
＜中学校区いじめ防止連絡協議会の構成＞

小中学校長 教頭 生徒指導主事 生活指導主任

青少年育成協議会会长 各校 P T A 会長 民生委員児童委員 主任児童委員

上記を含めた学校運営協議会委員

4 いじめ防止の方策と対応 【具体的方策】



(1) 多面的な児童理解

- ① 全職員が児童とのかかわりを大切にしながら、信頼関係を築く。
 - ・積極的にかかわる
 - ・よくみる
 - ・話をよく聞く
 - ・笑顔で話しかける
 - ・名前を呼んであいさつしたり認めたりする
 - ・不安や心配事に寄り添う
 - など
- ② 日々の授業、学級活動、スマイリー（全校縦割り班）活動、児童会活動、学校行事などの中で、児童同士がかかわる場をつくり、互いによさを認め合えるようとする。
- ③ 児童理解研修を年2回（学期1回）実施し、個別支援を要する児童の共通理解を図るとともに、家庭との連携により情報を集めて、児童の多面的な実態把握に努める。

(2) いじめの防止

- ① 「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から、児童一人ひとりの成長を促す指導に力点を置き、いじめを見逃さない、いじめを生まない学級・学校の支持的風土の醸成に努める。
- ② 児童のかかわり合いを重視し、学び合う授業づくりや、認め合う特別活動の工夫により、互いを大切にし合える学級・学年・学校の集団づくりを進める。
- ③ 全職員が、いじめや差別につながる言動を見逃さない・許さない姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。
- ④ 道徳の授業や「生きる」を活用した授業を実施し、「いじめを見逃さない・許さない・みんなで解決する」児童を育む。
- ⑤ インターネットや通信型ゲーム、SNS等による見えにくいいじめにも注意をはらう。児童や保護者向けの情報モラル講習を積極的に実施して、児童の判断力やマナー意識を高め、家庭との連携を強化する。
- ⑥ 学校だよりや生徒指導だより、個別懇談会等により、いじめ防止に関わる学校の取組を保護者や地域に知らせと共に、保護者や地域からの情報に丁寧に対応して連携を図る。
- ⑦ 新潟市の「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を基にした道徳と学級活動の授業を当校の教育課程に位置付けるとともに、各学年・学級においていじめについて考えさせる指導を行い、いじめの未然防止に努める。

(3) いじめの早期発見

- 次の手立てを実施して、いじめの早期発見に努め、いじめの芽をつみとる。
- ① 「子ども見守り点検」による「ひとりぼっちの子」や「冷たくされている子」などの発見と情報共有、改善への対応をする。
※ 常に、教師がいじめを見逃さない姿勢で教育活動を進めるためのチェックとして機能させる。
 - ② 「学校生活アンケート」や「いじめアンケート」と連動した「児童との教育相談」（年3回）を実施し、児童一人ひとりの悩みや疎外感、困り感などを把握して、情報を共有して、迅速に有効な手立てを講じて実施する。
 - ③ 「Q-U調査」（年2回）により、児童一人ひとりの学級集団満足度や学級集団へのかかわり度を把握し、学級経営の改善に活用するとともに、情報を共有して心配な児童への個別支援を実施する。

(4) いじめへの迅速かつ適切な対応

① いじめを認知した場合の対応

- ア) いじめを認知したら、担任など特定の教職員で抱え込むことなく、教頭に確実に知らせる。教頭は、即時に関係職員を集めて「いじめ対応ミーティング」を行い、組織的に対応を進める。その際、いじめられた側、いじめた側、目撃者等に個別に聴き取りを行い、情報を収集・整理して、事実関係を明らかにする。把握した事実に基づき、解決に向けた手順と方針を決定して、共通理解を図りながら解決に向けて組織的な取組を進める。
- イ) いじめられた児童に対して、心のケアに努める。必要に応じてカウンセラーと連携して対応する。保護者へは、事実を伝え、経過やその後の方針などを丁寧に相談しながら、児童の安心を確保するように連携していく。
- ウ) 周囲の児童に対しては、いじめを自分事としてとらえ、傍観者にならずに解決・解消に向けて行動していくように指導し、互いを支え合える集団づくりを進める。
- エ) 必要に応じてスクールロイヤーに相談したり、教育委員会や児童相談所、警察等の関係諸機関と連携したりして対応にあたる。学級や学年の保護者の理解と協力を得た取組も必要に応じて進める。

② 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ア) 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」に基づき、保護者、教育委員会、カウンセラー等と連携して、継続したケア（支援・見守り）を行っていく。
- Tell…心配していることを伝える。 Ask…自殺願望について尋ねる。
Listen…気持ちを傾聴する。 Keepsafe …安全の確保
- イ) いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行って、いじめの再発防止に努める。

③ 重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

「重大ないじめ」とは、次のような事態に至った場合を指す。

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより児童が相当の期間欠席をした場合、または欠席したと疑われる場合
- ※ 相当の期間とは、不登校の定義より年間30日間以上とするが、個々の状況を考慮して判断する。

まず、被害を受けた児童の健康・安全の確保と心の安定を最優先とし、保護者や教育委員会への連絡を迅速に行う。その際、事実に基づいてできるだけ詳細な状況把握を行って報告する。そして、「いじめ等対策委員会」を開催し、保護者、教育委員会、スクールロイヤー、警察、児童相談所等と連携して解決・解消を図る。

- ア) 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、傾聴を基として心情を丁寧に把握する。
- イ) 児童等からの情報確認を丁寧に行い、関係する児童に対して、職員が手分けして事実確認を行う。
- ウ) 解決に向けて、当該児童の意向を聴き、望ましい解決方法を一緒に検討する。
- エ) いじめを受けた児童の保護者に丁寧に対応する。
- ・児童の心身について心配していることを伝え、事実に基づいて状況を説明し、対処に最善を尽くすことを伝える。
 - ・解決に向けての保護者の意向を丁寧に聴き、望ましい解決方法を一緒に検討する。
 - ・必要に応じて、カウンセラーやSSW（スクールソーシャルワーカー）によるカウンセリングを勧める。
- オ) 教育委員会へ第一報（詳細は後日、事実関係を明確にして整理してから報告）を入れ、「いじめ等対策委員会」で事実を整理し、対応を協議する。必要に応じて、教育委員会、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の関係機関と連携する。

- カ) 被害を受けた児童が安心して学級で学習できるように配慮し、不安を取り除けるようカウンセラーによるケアを行って、心の安定を確保する。加害児童の学級外での活動も検討する。
- キ) 必要に応じて、学年・全校集会でいじめについて指導し、各学年・学級で発達段階に応じたいじめの再発を防止する指導を行う。（本人や保護者の意向確認が必須）
- ク) 心身の不調がある場合などは、保護者と連携して医療機関の受診を勧める。

④ いじめを行った児童及び保護者への対応

- いじめた児童に対しては、安易な表面的な謝罪で終わらせず、相手の心身の痛みを十分に理解させ、いじめを二度と起こさないようによりよい生き方を考えさせ、自己決定していくように指導・支援する。また、本人の心身の不安定要因について共に考え、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援も考慮して対応を進める。
- ア) 「いじめという行為は絶対に許されない」ことを十分に認識させ、二度と繰り返さないように指導する。特に次の3点に力を入れる。
 - ・いじめを受けた児童の立場に立って心身の痛みを推測させ、どのように償っていけばよいかを深く考えさせる。
 - ・自己の行為の重大さを実感させる。犯罪行為等に対しては警察と連携し、法律という社会のルールをしつかり認識させる。
 - ・再発防止に向けて自分はどうしていくかを考えて自己決定していくように促し、継続して指導していく。
 - イ) 本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出すようにする。必要に応じてカウンセラーや児童委員、児童相談所など関係機関と連携して本人や家庭環境を支援する。
 - ウ) 当該児童の保護者に対しては、事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを認識させるとともに解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。本人の心情や反省の様子、自己決定したことなどを伝え、子どもへの接し方や保護者としての役割について適切に指導、助言していく。

（令和5年6月10日改定）

(資料) いじめ対応フローチャート

